

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社高松コンストラクショングループ	コード	1762
提出日	2022/6/27	異動(予定)日	2022/6/22
独立役員届出書の提出理由	No.4 石橋伸子氏 選任の理由欄の記載に誤りがあったため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし			
1	萩原敏孝	社外取締役	○															△		有	
2	青山繁弘	社外取締役	○																○	有	
3	中原秀人	社外取締役	○																○	有	
4	石橋伸子	社外取締役	○																○	新任	有
5	藤原利往	社外監査役	○															△	訂正・変更	有	
6	津野友邦	社外監査役	○																○	有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	萩原敏孝氏および小松製作所と当社グループとの間には当社の意思決定に影響を与えるような取引関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	萩原敏孝氏は、企業経営者として豊富な経験と高い見識を持たれ、当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から貴重な意見をいただいております。今後とも経営全般に忌憚のない助言をいただくことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断して、社外取締役に選任しております。また一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立した公正・中立な立場を保持できるものと判断し、独立役員に指定いたしました。
2	—	青山繁弘氏は、企業経営者として豊富な経験と高い見識を持たれ、当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から貴重な意見をいただいております。今後とも経営全般に忌憚のない助言をいただくことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断して、社外取締役に選任しております。また一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立した公正・中立な立場を保持できるものと判断し、独立役員に指定いたしました。
3	—	中原秀人氏は、企業経営者として豊富な経験と高い見識を持たれ、当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から、経営全般に忌憚のない助言をいただくことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断して、社外取締役に指名いたしました。また一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立した公正・中立な立場を保持できるものと判断し、独立役員に指定いたしました。
4	—	石橋伸子氏は、弁護士として専門的見地から企業法務に高い実績をあげられており、当社との特別な利害関係のない独立した立場から忌憚のない質問や意見を得られるものと判断して、社外取締役に指名いたしました。また一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立した公正・中立な立場を保持できるものと判断し、独立役員に指定いたしました。
5	藤原利往氏の出身銀行である㈱りそな銀行は当社の取引銀行であり、当社の株主(その持分比率は発行済株式総数から自己株式を控除して算出するベースで約3.1%)であります。また、同行から2022年3月末現在で31億円の借入れがありますが、連結総資産に占める割合は1.3%であり、同行と当社グループの間には当社の意思決定に影響を与えるような取引関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	藤原利往氏は、金融機関や企業経営における専門的な知識と豊富な経験を持たれ、当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から忌憚のない質問や意見を得られることで、当社の監査体制の充実が図れるものと判断して、社外監査役に選任しております。また一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立した公正・中立な立場を保持できるものと判断し、独立役員に指定いたしました。
6	—	津野友邦氏は、公認会計士、税理士として幅広く活躍し、財務・会計に関する適切な知見を持たれ、また当社のリスク調査の受託によりグループ各社の事業実態に精通しており、当社との特別な利害関係のない独立した立場から忌憚のない質問や意見を得られることで、当社の監査体制の充実が図れるものと判断して、社外監査役に選任しております。また一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立した公正・中立な立場を保持できるものと判断し、独立役員に指定いたしました。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。